

笠間市告示第605号

令和2年第4回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年11月23日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和2年11月30日(月)

2 場 所 笠間市議会議場

令和2年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
11月30日	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
12月 1日	火	休 会	議案調査
12月 2日	水	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
12月 3日	木	休 会	議事整理
12月 4日	金	休 会	常任委員会（総務産業）
12月 5日	土	休 会	
12月 6日	日	休 会	
12月 7日	月	休 会	常任委員会（教育福祉）
12月 8日	火	休 会	常任委員会（建設土木）
12月 9日	水	休 会	議事整理
12月10日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月11日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕 〔全員協議会開催〕
12月15日	火	休 会	議事整理

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
1 2 月 1 6 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 [全員協議会開催]

令和2年第4回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和2年11月30日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

14番 藤枝浩君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	今泉寛君

市長公室長	中村公彦君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	小田野恭子君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	岡野洋子君
岩間支所長	伊勢山裕君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第1号

令和2年11月30日（月曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第77号 笠間市地球温暖化防止等事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第78号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第79号 笠間市職員の修学部分休業に関する条例について
- 議案第80号 笠間市職員の自己啓発等休業に関する条例について
- 議案第81号 笠間市職員の配偶者同行休業に関する条例について

- 日程第9 議案第82号 笠間市廃棄物処理推進基金条例について
- 日程第10 議案第83号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例について
- 日程第11 議案第84号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第12 議案第85号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）
 議案第86号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
 議案第87号 指定管理者の指定について（北山公園）
 議案第88号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）
 議案第89号 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園スケートパーク）
- 日程第13 議案第90号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（i P a d）購入）
 議案第91号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（C h r o m e b o o k）購入）
- 日程第14 議案第92号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第15 議案第93号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
 議案第94号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第95号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 議案第96号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第97号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第98号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第99号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
 議案第100号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第101号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
 議案第102号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第77号 笠間市地球温暖化防止等事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第78号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例を廃止する条例について

- 日程第8 議案第79号 笠間市職員の修学部分休業に関する条例について
議案第80号 笠間市職員の自己啓発等休業に関する条例について
議案第81号 笠間市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第9 議案第82号 笠間市廃棄物処理推進基金条例について
- 日程第10 議案第83号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例について
- 日程第11 議案第84号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第12 議案第85号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）
議案第86号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
議案第87号 指定管理者の指定について（北山公園）
議案第88号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）
議案第89号 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園スケートパーク）
- 日程第13 議案第90号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（i P a d）購入）
議案第91号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（C h r o m e b o o k）購入）
- 日程第14 議案第92号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第15 議案第93号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
議案第94号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第95号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第96号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第97号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第98号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第99号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
議案第100号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第101号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議案第102号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は、14番藤枝 浩君、20番小菌江一三君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（飯田正憲君） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和2年第4回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様には、公私とも御多忙のところ、定例会に御出席を賜り、お礼を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございますが、全国で新型コロナウイルス感染者数が急激に増加し、感染の第3波の到来とも伝えられるようになっております。

県内でも、県南地域でのクラスター発生により、大きく増加し、新規感染者数も過去最多を更新するなど感染が拡大していると考えております。

このような中、県は、感染状況を踏まえて、国の飲食業支援事業Go To Eatプレミアムつき食事券新規発行の一時停止や割引宿泊商品の販売延期の措置を講じたところでございます。

さらには、27日の緊急記者会見で、土浦市、つくば市など8市町を感染拡大市町村と位置づけ、不要不急の外出自粛や酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請を行うなど、ピンポイントでの対策を実施するとしております。

本市における感染状況につきましては、9月1日に7例目が確認されて以降は落ち着いた状況にありましたが、今月に入り、土浦市桜町の飲食店関連で、11月13日に8例目が確認されてからは、23日までの11日間で8人の感染が確認されるなど、累計感染者数は15人となっております。その後、今日までに新たな感染者数は確認されていない状況でございます。

また、現状では、集団感染の発生などといった感染拡大には至っておりませんが、予断

を許さない状況でございます。

今後は、冬に向けて、インフルエンザの流行期を迎えます。新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、笠間市医師会協力の下、発熱患者の外来診療、検査医療機関が指定され、発熱患者等の受入れ体制を整えております。

市民の皆様におきましては、発熱等の症状で受診の際は、必ず電話をして、病院の指示を受けていただきたいと思います。

今後の新型コロナウイルスワクチン接種体制に関する取組についてでございますが、国からワクチンが実用化された場合には、迅速かつ適切に接種が開始できるよう、市町村及び都道府県の役割が示されております。本市においても、医療機関との委託契約や接種費用の支払い、市民への接種の推奨、個別通知などが、市町村の役割として示されており、必要な準備をあらかじめ進めておるところでございます。

次に、最近の地方を取り巻く国の動向についてでございます。

今月10日に、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループが開催されました。会議では、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、公金受け取り口座の登録、運転免許証のデジタル化についての議論が行われ、この中で、マイナンバーカードを使うことで、引っ越しの際の銀行への住所変更届を省く制度を導入する方針などが明らかにされ、2022年度中の実現を目指すとしております。

本市においても、行政のデジタル化の推進を重要な課題として捉え、今後も国の動向を注視しながら施策の推進に努めてまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る本市の支援策等の状況について御報告をさせていただきます。

まず初めに、高齢者等へのPCR検査助成事業についてでございます。来月1日、あしたからですね、国の補助事業及び新型コロナウイルス対応交付金事業を活用して、PCR検査を希望する方に、行政検査以外の検査助成を実施いたします。対象者は、高齢者の方や基礎疾患を有する無症状の方で、助成額を2万円として、無症状の方の不安解消や重症化の抑制、経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、農畜産物加工品販売促進委託事業についてでございます。来月1日から28日まで、新宿区内にあるJTBパブリッシングの直営飲食店、るるぶキッチンビルディングでるるぶキッチン笠間市の特集フェアを実施いたします。この事業は、笠間産の栗や野菜、加工品を使ったオリジナルメニューを提供するもので、笠間市産の農産物等を広くPRするとともに、その魅力を味わっていただき、販路拡大にもつなげていくものでございます。期間中は、店舗内でのPR動画放映や笠間焼の展示など本市の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、笠間市イベント開催サポート事業の実施状況でございます。商店街や各種団体等が開催するイベントの支援として、20万円を上限に、開催経費の補助を行うもので、今月

25日時点で6件の申請を受け付けております。なお、令和3年2月25日まで実施するイベントが対象となり、申請期間は12月25日となっておりますので、引き続き事業の周知に努めてまいります。

次に、笠間市宿泊体験促進事業についてでございます。旅行需要の早期回復を目的に、市内の宿泊事業者と連携して、宿泊料金を最大5,000円割引するとともに、笠間焼体験やゴルフ場でも利用できる体験助成券を発行するものでございます。10月末時点で、民泊を含む市内18の宿泊施設に参加協力をいただき、1,861人の方々に御利用をいただいているところでございます。

次に、年末年始の休暇の分散化の対応についてでございます。市役所においては、年末年始の休日の前後である12月28日と1月4日において、休暇の取得を促進してまいります。年末年始の通例の行事等の日程を調整し、業務に支障のないよう、職員は半数程度の出勤で対応することで、最大9連休の取得が可能となり、感染防止や働き方改革につなげてまいりますと考えております。

続いて、笠間クラインガルテン内テナントの開店について御報告いたします。笠間クラインガルテン内のそば処の閉店後、民間活力を導入するために、出店者の募集を行ってまいりました。このたび出店者が正式に決定し、来月10日に地元産の食材を使用する飲食店薬膳中華レストランが開店する運びとなりましたので、御報告申し上げます。

次に、笠間の菊まつりについてでございます。先月17日から今月23日まで開催されました笠間の菊まつりにつきまして、周辺商店会と感染防止策を行い、菊人形展の規模を縮小するなど、内容を一部変更しながら、実施をしてまいりまして、無事終了することができました。

特に、今年は、歴史交流館井筒屋の裏庭に菊飾りをさせていただき、井筒屋周辺には、昨年の1.5倍ぐらいの集客があったということでございます。今後も、魅力ある菊まつりにつなげていきたいなと思っております。

次に、提出議案等について御説明を申し上げます。

今回の提出案件は、法令に基づく報告事項のほか、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてをはじめとする議案27件でございます。

今回の補正予算の議案等につきましては、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）をはじめとする10会計の補正予算案を上程するものであります。

令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）であります。歳入におきましては、歳出補正関連の国県支出金や市債などを補正するものであります。

歳出する主なものについて申し上げますと、PCR検査を実施している市内医療機関に対し、感染症対策を支援するための医療機関支援事業、笠間市JR東日本、JA常陸などの出資により、国の6次産業化の主体となる新法人の設立や栗加工処理施設の整備を進めるための地域素材応援促進事業並びに強い農業担い手づくり総合支援事業、新型コロナウイルス

ルス感染症対策を目的とした寄附金などを積み立てた新型コロナウイルス感染症対策基金を活用し、感染症対策を講じた高規格救急車を整備するための新型コロナ対策救急車両整備事業、老朽化により雨漏りが生じている友部小学校屋上の防水工事をするための友部小学校屋上防水事業、各小学校の特別教室や友部中学校及び友部第二中学校の給食室にエアコンを設置するための小学校校舎へエアコン設置事業並びに中学校校舎エアコン設置事業などを中心に編成しているところであります。

その結果、今回の補正予算は8億3,936万9,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は440億3,280万2,000円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶と代えさせていただきます。

開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 直ちに本日の会議を開きます。

ここで20番小藺江一三君が着席いたしました。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番益子康子君、6番中野英一君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、議会運営委員会において御審議いただいております。

ここで議会運営委員会委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、11月24日に、令和2年第4回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、本日から12月16日までの17日間といたします。

初日の11月30日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

12月1日は、議案調査のため休会といたします。

2日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託を行います。

3日は、議事整理のため休会といたします。

4日、7日、8日の3日間で各常任委員会を開催いたします。

9日は、議事整理のため休会といたします。

一般質問は、10日、11日、14日の3日間で行います。

15日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の16日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

なお、会期中の新型コロナウイルス感染症防止対策として、傍聴人の人数を制限いたします。また、発言時においても、マスク着用を徹底していただくことを申し添えいたします。

以上、会期日程等について御報告いたします。

○議長（飯田正憲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月16日までの17日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月16日までの17日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりといたします。

諸般の報告について

○議長（飯田正憲君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告が法令等に基づく報告事項として提出されました。

資料配付により報告に代えることを御了承を願います。

次に、議会閉会中の議員派遣についてですが、会議規則第167条第1項のただし書の規

定により議長において決定し、議員を派遣いたしました。

その内容は資料のとおりであります。

また、令和2年第3回定例会において議決されました教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出につきましては、令和2年9月23日をもって関係機関宛てに送付いたしましたので、御報告申し上げます。

請願・陳情について

○議長（飯田正憲君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しを配信しております。この件につきましては、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第5、議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じて職員の給与の改定を行うため、所要の改正をするものであります。内容につきましては、市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和2年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告において、期末手当の引上げが勧告されたため、一般職及び特別職の職員の給与改定を行うものでございます。

議案書の新旧対照表で御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

笠間市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項において、一般職の令和2年12

月支給期の期末手当の支給割合を0.05か月引き下げるものでございます。

次に、5ページの第20条第2項及び第3項において、先ほど令和2年12月支給期の支給割合について御説明申し上げましたが、令和3年度以降につきましては、6月支給期と12月支給期に均等に配分するため改正するものでございます。

次に、6ページ及び7ページの笠間市の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例につきましては、一般職と同様に、特別職の令和2年12月支給期の期末手当を引き下げ、令和3年度以降の配分を改正するものでございます。

また、8ページから9ページの笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、10ページから11ページの笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましても、一般職と同様に、任期付職員及び会計年度任用職員の令和2年12月支給期の期末手当を引き下げ、令和3年度以降の配分を改正するものでございます。

ページを3ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、執行部といたしまして、本年12月支給分の期末手当を引き下げます第1条、第3条、第5条、第7条につきましては、令和2年12月1日から施行し、令和3年度以降の期末手当の配分を改正する第2条、第4条、第6条及び第8条につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本議案に対する質疑は通告なしで行うため、複数の質疑がある場合は、1件ごとに質疑を終結させてから次の質疑に入ってください。ただし、返答内容の理解ができましたら、次の質疑に入っていただきますようお願いいたします。

質疑ございませんか。

石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、今の議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての議案に対する質疑をさせていただきます。

質問に入る前なのですが、確認をさせていただきますが、今、議長からありましたように、私、質問事項をできるだけ少なくするように絞り込んで集約いたしました。複数項目ございまして、このまま一度に質問しますと、円滑な質疑に支障が生じるのではないかなと思ひまして、1項目ずつ質問、答弁を進めていきたいということを考えておりまして、そのようなことに対する許可を改めてお願いしたいんですが、よろしいですかね。

○議長（飯田正憲君） 許可します。1件ごとにお願ひします。

○10番（石井 栄君） どうもありがとうございます。日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、議案質疑を行います。

議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を

行います。幾つかありますので、一つずつ質疑をさせていただきたいと思います。

期末手当を年間0.05月減額することにより影響を受ける職員の中で、多数を占める一般職員と会計年度任用職員についてお伺いをいたします。

一つは、一般職員の人数と減額の影響を受ける一般職員の人数はそれぞれ何名でしょうか。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

現在の一般職の職員につきましては706名でございまして、全員が人事院勧告の対象となります。全員が減額の影響を受けるということになるところでございまして。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 次ですけれども、一般職員の減額による影響額は1人当たり幾らで、その額は総額幾らになるのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 一般職の減額に対する影響額でございまして、1人当たり1万7,000円程度でございまして、総額は約1,260万円でございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） では、次ですけれども、会計年度任用職員の人数と減額の影響を受ける人数についてお知らせください。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 4月時点でございまして、会計年度任用職員につきましては371名でございます。そのうち、期末手当の支給が予定される職員につきましては280名が対象となります。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 次ですけれども、会計年度任用職員の減額による影響額は1人当たり幾らで、総額は幾らでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 会計年度任用職員の減額に対する影響額でございまして、1人当たり6,000円程度でございまして、総額につきましては約167万円程度でございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、それに関しまして、次なんですけれども、一般職員の平均年収というのは、およそ幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 現在の給与を基に計算いたしますと、一般職員の平均年収につきましては638万2,000円でございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、会計年度任用職員、いろいろなパターンがあるようですけれども、会計年度任用職員で、1日の勤務時間が7時間45分の人の平均年収は幾らになるでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 会計年度任用職員で、勤務時間が7時間45分の者は現在おりません。したがって、7時間30分の者で計算いたしますと、平均年収は260万円でございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、一般職員と会計年度任用職員の期末手当を減額する理由を改めて伺いをいたします。それで、その中身ですけれども、減額の理由について、人事院勧告を尊重するという御説明がございましたけれども、コロナ禍の下で、病院、保健センター、保育所、学校などで働く市職員は、最前線で仕事に精いっぱい取り組んでおりますけれども、市職員が市民福祉のために奮闘した実績をどのように評価されているのでしょうか。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 今、医療、保健福祉、学校、保育の業務に対する職員はもちろんのこと、地域の感染防止対策、定額給付金の支給、地域の様々な経済対策の実施など全職員がコロナ禍に向かって努力しているというふうに考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 前の全協での説明についてなんですけれども、厳しい財政状況や国、県の動向等を考慮した結果の減額であると、そのような説明がされたかと思うんですけれども、そもそも減額しないで支給する財源というのは、当初予算に計上されているものだと思います。当初予算に計上されているものを減額する理由というのは、どういう理由なのでしょうか、伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 今、当初予算に計上されているものの減額ということでございますが、こちらにつきましては、人事院勧告のほうを尊重するものでございます。あと、民間の部分でございますけれども、民間のほうの水準に合わせて、今回の人事院勧告がなされたというふうに考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、人事院勧告による減額方針に関して、民間の厳しい経済、雇用情勢を反映されたものであるという説明がなされましたけれども、市職員の給与水準を低下させることは、地域経済、民間の給与水準にもマイナスの影響を与えます。この点をどのように捉えているのでしょうか。これで最後です。

○議長（飯田正憲君） これで最後にしてください。

市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 今回の人事院勧告の給与改定につきましては、民間の水準を基に勧告されたものでございますので、地域経済、民間の給与水準への影響というものは少ないというふうに考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

原案に対する反対の許可をいたします。

石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。

議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

この議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づいて、笠間職員の期末手当を年間で0.05か月削減しようとするものです。この削減内容は、一般職員では、平均年額1万7,000円の削減で、一般職員全体の削減額は1,260万円です。会計年度任用職員では、削減額は平均年額6,000円程度、削減対象280名全員の削減額は総額が167万円です。1人当たり削減額の平均額は、年間で6,000円程度という答弁がございましたけれども、会計年度任用職員で、1日の勤務時間が7時間30分の人の平均年収は260万円です。それに対して、一般職員の平均年収は638万円です。これは、一般職員の年収が多いということではなく、会計年度任用職員の平均年収が低いこと、処遇改善が必要であることを示しています。削減を避けるために必要な予算は1,427万円程度であります。これを新たに確保するものではなく、当初予算で確保されているものです。

コロナ禍の中で、一般職員も会計年度任用職員の方も厳しい環境の中で、市民福祉の仕事に誠心誠意尽くしてきました。この間の貢献に対して、増額回答で答えるのであればまだしも、減額回答で答えるのは妥当ではないと考えます。

削減の理由として、人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、民間企業の厳しい経済、雇用情勢が反映されたものであることから、本市においても、その趣旨を尊重するとともに、厳しい財政状況、国や県の動向等を考慮した結果、今回の給与改定を行うこととした。10月21日、全協資料と示されており、議案質疑でも、同じような答弁がございました。

しかし、日本自治体労働組合総連合では、第1に過去6年間引上げ分全てを勤勉手当に配当し、生活費の強化を押しつけ、今次勧告では、期末手当を引き下げている。これは、一時金の生活給としての性格を薄め、成績主義を強化するものであると。

第2には、働く者の要求に背を向け、公務員の賃金を引き下げることにより、全ての労働者の賃下げにつながるものである。また、消費税や新型コロナ危機の下で、マイナス勧告は、地域経済にも大きな影響を及ぼすものであると。慢性的な長時間労働の是正についても必要としながら、要員確保に踏み込んでいない。さらに、非常勤職員の処遇改善につながる具体的な言及や方策が全く示されていないと。

第3には、保健所、病院などで働く人は、休日も出勤して、命と健康を守るため働いている。自治体、公務公共の現場は、大変な過密労働の中にある。人員増の具体策は示されず、一時金の勧告のみである。この勧告が、自治体に押しつけられたならば、自治体職員にも重大な影響をもたらす。それも、そもそも会計年度職員は、勤勉手当の支給はなく、期末手当の支給ということになっていると。このように、人事院勧告に対する批判を述べております。

一時金削減の人事院勧告を実施することは、働く人の賃金を抑制し、新型コロナの影響で疲弊する地域経済に悪影響を与えるものであります。公務員労働者の誠実な努力に応えるためにも、一般職員、会計年度任用職員の期末手当削減をやめ、長時間過密労働解消に必要な対策、会計年度任用職員等の処遇改善に努めることが必要であると考えます。

よって、議案第76号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対いたします。

議員の皆様におかれましては、討論に御賛同いただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（飯田正憲君） これより議案第76号について採決をいたします。

この採決は、採決システムにより、本件は原案のとおり決することに賛成の諸君はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（飯田正憲君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか御確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 採決を決定いたしました。

投票数20、賛成15、反対5でございます。賛成多数で、よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第77号 笠間市地球温暖化防止等事業基金条例を廃止する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第6、議案第77号 笠間市地球温暖化防止等事業基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第77号 笠間市地球温暖化防止等事業基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、ごみ処理施設に対する県施設及び更新並びに修繕に活用できるよう、新たな基金を設置するため廃止するものであります。内容につきましては、市民生活部長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第77号 笠間市地球温暖化防止等事業基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

廃止いたします条例につきましては、合併前に各市町で設置しておりましたごみ減量化推進基金を合併時に一本化し、平成22年4月に名称を笠間市地球温暖化防止等事業基金と改め、それに併せ、基金の目的についても、ごみ処理の減量化事業を円滑に推進するためから、温室効果ガスの排出抑制や地球温暖化防止など市の環境施策を積極的に展開するためと変更し、現在まで活用してきた基金でございます。

そのような中、今般の環境組合解散による笠間市環境センターの単独運営、エコフロンティアかさまの計画終了時期など、市の廃棄物処理を取り巻く状況の変化に伴い、ごみ処理施設の建設や更新、修繕を計画的に実施することが喫緊の課題となっております。

それらを踏まえまして、今後見込まれる処理施設の建設及び更新等の資金の確保を目的に、新たな基金を創設するに当たり、笠間市地球温暖化防止等事業基金を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年3月31日から施行するものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第78号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例を廃止する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第7、議案第78号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第78号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、設定した貸付期間満了のため廃止するものであります。内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第78号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和2年笠間市条例第15号により制定した笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例について、貸付期間として条例第4条で定めた令和2年12月28日までの期間満了をもって制度を廃止するものです。

附則といたしまして、この条例は、貸付期間満了の翌日令和2年12月29日から施行するものであります。

以上で、議案第78号 笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例を廃止する条例についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第79号 笠間市職員の修学部分休業に関する条例について

議案第80号 笠間市職員の自己啓発等休業に関する条例について

議案第81号 笠間市職員の配偶者同行休業に関する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第8、議案第79号 笠間市職員の修学部分休業に関する条例についてないし議案第81号 笠間市職員の配偶者同行休業に関する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第79号 笠間市職員の修学部分休業に関する条例についてか

ら議案第81号 笠間市職員の配偶者同行休業に関する条例については関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案は、地方公務員法に規定する休業制度の導入により、働き方改革の取組の推進を図るため制定するものであります。内容につきましては、市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 議案第79号 笠間市職員の修学部分休業に関する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、職員の公務能力向上に資する自発的な学習を支援するため、職場を離れることなく、勤務を継続しながら、勤務時間の一部についてのみ、部分休業を可能とする修学部分休業について必要な事項を定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

条例の構成につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で修学部分休業の承認、第3条で休業取得中の給与について定めるものでございます。

続きまして、3ページの第4条は、休業の承認の取消し事由についてを定めるものでございます。第5条は必要事項の委任についてでございます。

附則でございますが、条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

続きまして、議案第80号 笠間市職員の自己啓発等休業に関する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員に自発性や自主性を生かした幅広い能力開発や国際協力の機会を提供するため、自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を保障したまま、職務に従事せず、これらの活動を行うことを認める自己啓発等休業について必要な事項を定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

条例の構成につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で休業の承認、第3条で休業の期間、第4条で大学等課程の履修に係る教育施設について定めるものでございます。

次に、3ページ、第5条は、法の規定により、条例で定める奉仕活動についてでございます。

続きまして、第6条及び第7条につきましては、休業の申請及び期間の延長について定めるものでございます。

続く4ページの第8条につきましては、休業の承認の取消し事由を第9条につきましては、大学等課程の履修または国際貢献活動の状況について任命権者への報告について定め

るものでございます。

第10条につきましては、職員の職務復帰後における号給の調整について定めるものでございます。

第11条は、必要事項の委任についてでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

続きまして、議案第81号 笠間市職員の配偶者同行休業に関する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、職員が家庭責任を全うしながら、それぞれの事情やニーズに応じた継続的な勤務が可能となるよう、選択肢を増やし、能力を最大限に発揮して勤務するため配偶者が同行休業について必要な事項を定めるものでございます。

2 ページを御覧ください。

条例の構成につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で休業の承認、第3条で休業の期間、第4条で本条例の対象となる配偶者が外国に滞在する事由について、第5条で休業の承認申請について定めるものでございます。

次に、2 ページから3 ページにおきまして、第6条及び第7条は、休業の期間の延長及び休業期間の再度の延長ができる特別の事由について定めるものでございます。

第8条で休業の承認の取消し事由、第9条で任命権者に遅滞なく届け出るべき事由について定めるものでございます。

続きまして、4 ページの第10条につきましては、職員の休業に伴う任期付採用及び臨時的任用、第11条につきましては、職員の職務復帰後における号給の調整について定めるものでございます。

第12条は、必要事項についての委任でございます。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第82号 笠間市廃棄物処理推進基金条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第9、議案第82号 笠間市廃棄物処理推進基金条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第82号 笠間市廃棄物処理推進基金条例についての提案理由

を申し上げます。

本案は、ごみ処理施設に対する建設及び更新並びに修繕に充てることを目的として新たに基金を設置するため制定するものであります。内容につきましては、市民生活部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第82号 笠間市廃棄物処理推進基金条例について御説明申し上げます。

本案は、本市における廃棄物処理に関わる状況の変化に対応するため、指定ごみ袋、不燃ごみ処理券などの売払い代金の一部を今後見込まれる廃棄物処理施設の建設及び更新並びに修繕に充てることを目的として、新たに基金を設置するものでございます。

2ページをお開きください。

条例の構成についてでございますが、第1条の設置では、基金設置の目的を定めております。

第2条では、積み立てる額は、一般会計で定めることとしております。

第3条では、基金の管理方法を定めております。

第4条では、基金の運用から生じる基金の使用方法を定めております。

第5条で、繰替え運用、第6条で基金の処分方法を定めております。

第7条につきましては、委任についての事項となります。

次に、附則でございますが、第1項で施行期日を令和3年4月1日といたしております。

3ページをお開きいただきまして、第2項、経過措置といたしまして、本条例の施行日の前日までに、笠間市地球温暖化防止等事業基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなすとしております。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第83号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第10、議案第83号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第83号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間芸術の森公園内に設置するスケートパークの管理に関し、必要な事項を定め、制定するものであります。内容につきましては、都市建設部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

〔都市建設部長 吉田貴郎君登壇〕

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第83号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例について御説明申し上げます。

本案は、笠間芸術の森公園において、来年春の開園を目指し、整備を行っているスケートパークの管理について必要な事項を定めるため制定するものでございます。

2ページをお開き願ひます。

第1条で趣旨、第2条から第4条では、行為の制限、禁止事項を定めてございます。

続いて、3ページを御覧ください。

第5条においては、有料公園施設としてスケート広場、多目的広場を定めてございます。

4ページを御覧ください。

第6条では、監督処分、第7条から第11条については、処分に対する措置事項を定めてございます。

続いて、6ページを御覧ください。

第12条から第14条では、使用料に関する事項について定めてございます。

次に、7ページを御覧ください。

第15条では、監督処分に対する届出、第16条から第19条においては、指定管理者による管理に関する事項について定めてございます。

8ページを御覧ください。

第20条から第22条につきましては、管理に伴う罰則を定め、第23条で委任について定めてございます。

次に、附則でございますが、第1項で本条例の施行期日を令和3年3月20日と定め、第2項では準備行為について定めてございます。

最後に、別表として、各施設の使用料を定めてございます。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第84号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（飯田正憲君） 日程第11、議案第84号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第84号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、国道355号バイパス整備に伴う路線の廃止及び認定並びに払下げに伴う路線の廃止及び認定をするものであります。内容につきましては、都市建設部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

〔都市建設部長 吉田貴郎君登壇〕

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第84号 市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、廃止する路線3路線、認定する路線4路線をお諮りするものでございます。内容につきましては、2ページに一覧表を載せてございますので、御覧いただきたいと思ひます。

この一覧表には、廃止及び認定する路線名とそれぞれ起点、終点、延長、幅員等を記載してございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

廃止及び認定する路線全体の位置図でございます。

それでは、詳細につきまして、御説明を申し上げます。

4ページが位置図、5ページが詳細図でございます。

福島地内で国道355号岩間バイパス4車線化に伴い、路線の廃止及び認定をするものでございます。

続きまして、6ページ、位置図、7ページ、詳細図を御覧ください。

飯田地内での大規模太陽光発電事業による払下げに伴い、路線の廃止及び認定をするものでございます。

続きまして、8ページ、位置図と9ページ、詳細図を御覧ください。

安居地内での開発行為による払下げに伴い、路線の廃止及び認定をするものでございます。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

-
- 議案第85号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）
議案第86号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
議案第87号 指定管理者の指定について（北山公園）
議案第88号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）
議案第89号 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園スケートパーク）

○議長（飯田正憲君） 日程第12、議案第85号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）ないし議案第89号 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園スケートパーク）の5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第85号から議案第89号、指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市ゆかいふれあいセンター、笠間クラインガルテン、北山公園、道の駅かさま、笠間芸術の森公園スケートパークにおけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第85号、笠間市ゆかいふれあいセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市ゆかいふれあいセンターでございます。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称は、東京都北区王子3丁目19番7号、S I F 共同事業体代表団体株式会社サンアメニティ代表取締役吉澤幸夫でございます。

指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

今回の指定につきましては、施設の指定期間満了に伴い、公募による指定管理者の募集を行ったところ、2団体からの申請がございました。

笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、去る10月26日に選定審議会が開催され、審議の結果、施設の設置目的を理解した事業計画であり、計画の実現性及び類似施設の管理運営実績等を踏まえ、現在の実施事業に加え、健康増進施設としてのさらなる事業展開等を評価し、S I F 共同事業体が適当との判断をいただき

ましたので、指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第85号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第86号から議案第88号について御説明申し上げます。

まず、議案第86号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間クラインガルテン、指定管理者として指定する団体の名称は、一般財団法人笠間市農業公社、指定期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。

今回の指定につきましては、一般財団法人笠間市農業公社の設立目的が笠間クラインガルテンの設置目的と一致しており、農業、農村の活性化に向けたグリーンツーリズムの推進が図れることや農産物販売所及び休止中のそば処における経営改善に向けた新たな事業計画などを総合的に評価し、非公募により一般財団法人笠間市農業公社を指定管理者の候補者として選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から、指定管理者の候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

次に、議案第87号 指定管理者の指定について（北山公園）御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、北山公園、指定管理者として指定する団体の名称は、笠間市造園建設業協同組合、指定期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。

今回の指定につきましては、公募を行い、その結果、2者から申請がございました。提出された事業計画や収支計画等を審査した結果、公園管理のノウハウや作業機械の保有状況から、適切な維持管理が見込めるとともに、平成20年度から12年間の管理運営において、効率的に運用しようとする計画等を総合的に評価し、指定管理者の候補者と選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会の意見でも、指定管理者の候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

続きまして、議案第88号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、道の駅かさま、指定管理者と

なる団体の名称は、株式会社道の駅笠間、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

今回の指定につきましては、令和3年秋開業予定の道の駅かさまを管理運営するために設立いたしました第三セクター株式会社道の駅笠間は、施設の設置目的を理解し、地域の特産物活用考慮した自主事業の実施に加え、地域との連携、他施設との連携強化を図る内容等を総合的に評価し、指定管理者の候補者として選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会の意見でも、指定管理者の候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第86号から議案第88号、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

〔都市建設部長 吉田貴郎君登壇〕

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第89号 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園スケートパーク）御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間芸術の森公園スケートパークでございます。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称は、東京都台東区上野7丁目14番5号、株式会社ムラサキスポーツ代表取締役社長金山元一で、指定の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間でございます。

今回の指定につきましては、スケートパーク設置に伴い、公募により指定管理者の募集を行ったところ、1団体からの申請がございました。

笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者選定審議会で審議を行った結果、類似施設の管理施設の実績を有し、大規模な大会やイベントの運営能力を有していることなどから、株式会社ムラサキスポーツが適当との判断をいただきましたので、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第89号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第90号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（iPad）購入）

議案第91号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）

○議長（飯田正憲君） 日程第13、議案第90号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（iPad）購入）及び議案第91号 動産購入契約の締結について

(笠間市立学校タブレット端末 (C h r o m e b o o k) 購入) の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第90号から議案第91号 動産購入契約の締結については、関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、教育部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(飯田正憲君) 教育部長小田野恭子君。

[教育部長 小田野恭子君登壇]

○教育部長(小田野恭子君) 議案第90号、議案第91号について御説明をいたします。

初めに、議案第90号 動産購入契約の締結について(笠間市立学校タブレット端末(i P a d) 購入)の御説明を申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、国の施策であるG I G Aスクール構想の実現に向け、学習環境の整備をするものでございます。笠間市としましては、小学校1年生から5年生の児童及び教職員に対して、i P a dのタブレット端末を1人1台、3,240台購入するものでございます。

次に、契約についてでございますが、11月20日に茨城県共同調達にてプロポーザル入札を行った結果、落札者と11月27日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は1億8,140万7,600円、うち消費税が1,649万1,600円でございます。

契約の相手方は、水戸市本吉田町1194番地23、日興通信株式会社水戸支店、支店長森田一也でございます。

以上で、議案第90号の説明を終わります。

続きまして、議案第91号 動産購入契約の締結について(笠間市立学校タブレット端末(C h r o m e b o o k) 購入)の御説明を申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、同じく国の施策であるG I G Aスクール構想の実現に向け、学習環境の整備をするものでございます。笠間市としましては、小学校6年生から、中学校3年生の児童生徒及び教職員に対して、C h r o m e b o o kブックのタブレット端末を1人1台、2,638台購入するものでございます。

次に、契約についてでございますが、11月20日に茨城県共同調達にてプロポーザル入札を行った結果、落札者と11月27日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は1億1,578万1,820円、うち消費税が1,052万5,620円でございます。

契約の相手方は、水戸市本吉田町1194番地23、日興通信株式会社水戸支店、支店長森田一也でございます。

以上で、議案第91号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第92号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について

○議長（飯田正憲君） 日程第14、議案第92号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第92号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の2の第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第92号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、現行規約に定める経費負担の算定に用いる発生汚泥量の対象期間が終了することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

3ページの資料により御説明申し上げます。

第3条第1項第1号中、第1期目の汚泥焼却炉施設等の供用開始から第2期目の汚泥焼却炉施設等の供用開始後15年を経過するまでの期間を当該年度に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第92号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 93号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）

議案第 94号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 95号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 96号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 97号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 98号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 99号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
議案第100号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第101号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議案第102号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（飯田正憲君） 日程第15、議案第93号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）ないし議案第102号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）までの10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第93号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）から議案第102号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計5会計及び企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。内容につきましては、各担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第93号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,936万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,280万2,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表継続費補正でございます。笠間保健センター施設解体事業をはじめ、3事業につきまして事業費の変更等により総額及び年割額を変更するものでございます。

8 ページを御覧ください。

第3表繰越明許費でございます。新型コロナ対策救急車両整備事業など5事業につきまして、年度内での支出が完了しない見込みであることから、次年度への繰越し措置をするものでございます。

9 ページを御覧ください。

第4表債務負担行為補正でございます。議会だより作成業務委託から10ページまでの14事業につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

11ページを御覧ください。

第5表地方債補正でございます。1、追加の友部小学校屋上防水事業債及び中学校校舎空調整備事業債は、事業の実施に伴い、新たに起債をするものでございます。

12ページを御覧ください。

2、変更は、道の駅整備事業債をはじめ6事業につきまして、事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

13ページを御覧ください。

3、廃止の最終処分場整備事業債及び岩間海洋センター体育館整備事業債は、震災復興特別交付税など特定財源の充当によりまして、起債を取りやめるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

16ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第11款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税3,256万2,000円の増は、震災復興特別交付税でございます。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料、6目土木使用料1,755万1,000円の減は、イベント等の中止に伴う笠間芸術の森公園駐車場使用料1,240万円の減が主なものでございます。

17ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1億1,923万7,000円の増は、障害者自立支援給付費負担金4,000万円及び生活保護費負担金8,670万2,000円の増が主なものでございます。

18ページを御覧ください。

第2項国庫補助金、中段の6目教育費国庫補助金8,211万7,000円の増は、各小学校の特別教室への空調設備設置工事に対する学校施設環境改善交付金8,239万5,000円が主なものでございます。

19ページを御覧ください。

第16款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費県補助金1億4,402万3,000円の増は、栗加工施設の整備に対する補助金としまして、強い農業担い手づくり総合支援事業補助金1億4,410万2,000円が主なものでございます。

21ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、19目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金3,286万円は、新型コロナ対策支援のためにお寄せいただきました寄附金を感染症対策の

ために整備いたします高規格救急車の購入事業に充当するため、基金から繰入れをするものでございます。

第21款諸収入、第4項雑入、3目給食事業収入3,652万1,000円の減は、新型コロナによる学校休業期間の学校給食費の減でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正では、まず、歳出項目全般にわたりまして、人事院勧告に伴いまして人件費に係る補正をしてございます。

27ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、16目特別定額給付費4,529万7,000円の減は、特別定額給付金給付事業の完了に伴う事業費及び事務費の減額でございます。

32ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費6,911万7,000円の増は、第19節扶助費で障害者福祉サービスの利用増に伴う障害者自立支援給付費8,000万円の増が主なものでございます。

33ページを御覧ください。

下段の第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費7,578万6,000円の増は、34ページ中段にございます第22節償還金利子及び割引料で、令和元年度事業の精算に伴う子ども・子育て支援交付金国庫返納金4,271万5,000円及び子どものための教育・保育給付費国庫負担金返納金2,961万8,000円が主なものでございます。

35ページを御覧ください。

下段の第3項生活保護費、2目扶助費1億1,560万2,000円の増は、本年度支給見込額の増によるものでございます。

38ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費1億6,979万1,000円の増は、第18節負担金補助及び交付金で、栗加工新法人の施設整備に対する国産農畜産物供給力強靱化対策事業補助金1億4,410万2,000円のほか、39ページの第23節にございます投資及び出資金で、栗加工新法人設立のための出資金3,500万円の計上が主なものでございます。

43ページを御覧ください。

下段の第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費5,610万2,000円の増は、第14節工事請負費で、消防本部の施設整備工事費1,795万7,000円の増のほか、44ページの第17節備品購入費で、高規格救急車購入経費などに3,740万5,000円の増が主なものでございます。

45ページを御覧ください。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費4億568万7,000円の増は、第14節工事請負費で、各小学校の特別教室における空調設備設置工事費3億2,846万7,000円及び友部小学校の屋上防水工事6,913万5,000円が主なものでございます。

46ページを御覧ください。

第3項中学校費、2目教育振興費2,807万円の増は、第17節備品購入費に教科書改訂に伴いまして、市内中学校における教科書購入の経費を計上してございます。

3目学校建設費2,205万7,000円の増は、第14節工事請負費で、友部中学校及び友部第二中学校の給食室における空調設備設置工事費を計上するものでございます。

以上で、議案第93号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第94号から議案第97号まで御説明申し上げます。

初めに、議案第94号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,068万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を78億2,547万5,000円とするものでございます。

4ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和3年度の特健康診査業務委託を準備するに当たりまして、令和2年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするもので、期間を令和3年度、限度額を6,200万円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

7ページを御覧願います。

4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金174万6,000円の減額は、保険者努力支援分と特別調整交付金の財源組替えに伴う減額でございます。

6款繰入金。1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金894万3,000円の減額は、人件費の減に伴う事務費繰入金の減額及び保険税軽減分等の減に伴う保険基盤安定繰入金の減額でございます。

次に、8ページを御覧願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費87万円の減額は、人件費の減額及び委託料の増額で、12節の委託料は税制改正に伴う国保システム改修業務委託料でございます。

3款健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、2項後期高齢者支援金等分、9ページを御覧いただきまして、3項介護納付金分及び5款の保健事業費は、一般会計繰入金の減額に伴う財政の組替えでございます。

6款、1項基金積立金、1目準備金積立金981万9,000円の減額は、歳入歳出調整に伴い、

国保財政調整基金を減額するものでございます。

以上で、議案第94号の説明を終わります。

続きまして、議案第95号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,219万1,000円とするものでございます。

4 ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和3年度の高齢者健康診査業務委託を準備するに当たりまして、令和2年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするもので、期間を令和3年度、限度額を2,750万円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに歳入ですが、7 ページを御覧願います。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金99万円の増額は、税制改正に伴うシステム改修費用分の事務費繰入金でございます。

次に、8 ページを御覧願います。

歳出につきましては、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費99万円の増額は、税制改正に伴うシステム改修業務委託料でございます。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

次に、議案第96号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億1,309万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億2,056万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6 ページを御覧願います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料219万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症保険料減免制度利用による保険料減収分による減額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金4,815万円の増額は、施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、高額医療合算介護サービス等費が、当初予算額より上回るが見込まれるため、法定割合分を増額補正するものでございます。

2 項国庫補助金、4 目保険者機能強化推進交付金424万3,000円の増額につきましては、自立支援重症化防止等の取組に対して保険者に交付されるもので、達成状況から、交付金

を増額するものでございます。

5目介護保険保険者努力支援交付金1,645万5,000円の増額につきましても、介護予防、健康づくり事業の達成状況により交付金が算定されるものでございます。

7ページを御覧願います。

7目介護保険災害等臨時特別補助金153万3,000円の増額は、新型コロナウイルス保険料減免措置分でございます。

次に、8ページを御覧願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金3,978万9,000円の増額は、施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、高額医療合算介護サービス等費の増額に伴う市負担分を繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金3,568万8,000円の増額は、介護給付費の増額に伴い、基金を取り崩すものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページを御覧願います。

1款総務費、3項介護認定審査会費551万9,000円の増額は、介護認定審査会のペーパーレス化やオンライン会議に対応するため、パソコンの購入及び電子化に伴う通信費、諸手数料等になります。

10ページを御覧願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、計3億1,129万5,000円の増額と国保高額医療合算介護サービス等費、計703万円の増額につきましては、上半期の実績に基づき、当初予算額より給付費が上回るため増額補正するものでございます。

11ページを御覧願います。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費は、歳入で申しあげました保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の財源の組替えでございます。

5款、1項基金積立金1,663万9,000円の減額は、歳入歳出額の調整額でございます。

以上で、議案第96号の説明を終わります。

次に、議案第97号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,479万円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出とも、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

以上で、議案第97号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第98号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ680万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,739万円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。

初めに、歳入につきまして御説明いたします。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目農業集落排水事業国庫補助金1,000万円の減額及び第5款繰入金、第1項、1目一般会計繰入金1,000万円の増額は、污水处理施設整備交付金を浄化槽整備事業から農業集落排水事業へ充当するため、財源の組替えを行うものでございます。

第7款諸収入、第1項、1目雑入680万円の減額は、消費税確定によるものでございます。

続きまして、歳出になります。

7 ページを御覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第1項、1目農業集落排水施設管理費520万円の減額の主なものは、11節役務費100万円減で、汚泥くみ取り手数料、12節委託料412万円減で、入札差金による施設管理委託料等でございます。

第2項、1目農業集落排水施設建設費160万円の減は、職員の給与に関する条例の改正等に伴い、人件費を減額するものでございます。

以上で、議案第98号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

〔市立病院事務局長 後藤弘樹君登壇〕

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第99号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款病院事業収益に572万6,000円を追加し、収入予定額の総額を8億9,399万8,000円にし、支出の第1款病院事業費用に1,767万7,000円を追加し、支出の予定額の総額を9億6,854万2,000円とするものでございます。

第3条債務負担行為は、臨床検査業務委託について、来年4月から実施するに当たり、本年中に契約行為を進める必要があることから、令和3年度から3年間の債務負担行為を設定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第4条は議会の議決を経なければ流用できない経費、第5条は他会計からの補助金の補正でございます。

収入、支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にて御説明をいたします。14ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

初めに収入でございますが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、1目他会計負担金47万6,000円の増は、地域医療センターかさま管理に係る一般会計からの負担金でございます。

6目国県補助金525万円の増でございますが、マイナンバーを活用したオンライン資格確認導入に必要となる経費費用に対する補助率2分の1の国庫補助金でありますオンライン資格確認導入補助金と、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費への補助率10分の10の県補助金であります新型コロナ感染拡大防止等支援事業補助金が病院分といたしまして350万円、訪問看護分として70万円となっております。

15ページを御覧いただきたいと思えます。

支出でございます。

第1款病院事業費用、第2項医業費用、2目材料費666万円の増でございますが、1節薬品費で新型コロナウイルス抗原検査キットの購入、2節診療材料費で感染症患者に使用するマスクやグローブ等の診療材料費に対応するための補正でございます。

3目経費624万4,000円の増でございますが、13節は委託料、オンライン資格確認導入のためのシステム構築業務及び新型コロナウイルスPCR検査業務の委託料でございます。

7目新型コロナ感染拡大防止事業費、病院分といたしまして245万9,000円の増、ページをめぐっていただきまして、8目新型コロナ感染拡大防止等事業費、訪問看護分70万円の増は、先ほど収入で御説明いたしました補助金を活用いたしまして、感染防止のための備品や消耗品の購入、また、臨時維持事務委託を補正するものでございます。

以上で、議案第99号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第100号、議案第101号及び議案第102号について御説明申し上げます。

初めに、議案第100号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は収益的支出の予定額を補正するものでございます。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を37万3,000円減額し、水道事業費用計を

16億5,601万9,000円に補正するものでございます。

第3条は資本的支出の補正になります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億4,015万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,874万7,000円、過年度分損益勘定留保資金5億1,140万9,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を3万1,000円減額し、資本的支出計を6億3,445万8,000円に補正するものでございます。

第4条は議会の議決を経なければ流用することできない経費を改めるものでございます。今回の内容について、補正予算明細書により御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、5目総係費37万3,000円の減は、職員の給与に関する条例の改正に伴い、手当等を減額するものでございます。

10ページを御覧ください。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目事務費3万1,000円の減は、職員の給与に関する条例の改正等に伴い、手当を減額するものでございます。

以上で、議案第100号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第101号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は収益的支出予定額を補正するものでございます。

支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用を7万2,000円減額し、工業用水道事業費用計を2,737万5,000円に補正するものでございます。

第3条は議会の議決を経なければ流用することをできない経費を改めるものでございます。

今回の内容について、補正予算明細書により御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用、2目総係費7万2,000円の減は、職員の給与に関する条例の改正に伴い、手当等を減額するものでございます。

以上で、議案第101号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第102号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、主要な建設改良事業における処理場建設事業を12万4,000円減額し、9億6,743万9,000円にするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を24万2,000円減額し、下水道事業収益計を17億3,327万円にするものでございます。

支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を24万2,000円減額し、下水道事業費用計を17億3,327万円とするものでございます。

第4条は資本的支出の補正でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億4,034万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,298万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金交付5億1,736万8,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。

2 ページを御覧ください。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費12万4,000円を減額し、資本的支出計を24億7,521万4,000円とするものでございます。

第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

第6条は他会計からの補助金を記載のとおり改めるものでございます。

第7条の債務負担行為につきましては、令和3年度の汚泥運搬業務委託を準備するに当たり、今年度中に契約事務を進める必要があることから、期間を令和3年度、限度額を1,570万円と定めるものでございます。

今回の内容について、補正予算明細書により主なものを御説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、4目一般会計補助金24万2,000円の減は、維持管理費等補助金の減額でございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用、1目污水管管路費の補正は、17節委託料を470万1,000円減額し、道路の修繕等に伴うマンホール蓋の交換などを行うため、20節修繕費を増額するものでございます。

14ページを御覧ください。

資本的支出の補正でございます。

第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、3目処理場建設費12万4,000円の減額は、職員の給与に関する条例の改正に伴い、手当等を減額するものでございます。

以上で、議案第102号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）につ

いての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は、12月2日午前10時に開会いたします。

本日は御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午後零時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 益 子 康 子

署 名 議 員 中 野 英 一